

## 第7回線引き見直し

○検討会の提言(H25.4)  
・かながわ都市マスタープランの補強（最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針、最大クラスの津波に備えた都市づくりの推進）  
○都市計画区域マスタープラン(H28.11)  
・提案を受けて策定した「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」の内容を市町村都市マスタープランに確実に反映させるため、災害ハザードエリアに関する情報を都市計画区域マスタープランの参考図書として添付。  
・津波災害への備えだけでなく、建物倒壊や火災、土砂災害等の自然災害からの防災・減災の観点を示した。（災害ハザードエリアにおける逆線引きの基準は設けていない）

### 国の動向等

○災害ハザードエリア  
・近年の災害を踏まえた災害ハザードエリアの充実が図られている。  
・開発抑制  
・移転の促進  
・ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり  
○立地適正化計画  
・防災指針の作成  
・居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外  
○地区計画  
・居室の床面の高さの最低限度等を追加  
・地区施設に避難施設、避難路等を追加  
○水災害等  
・流域治水プロジェクトの推進  
・水災害リスクを踏まえた防災まちづくり  
・都市部の緑地を貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用（特別緑地保全地区の拡充）

#### 【まとめ】

- ①近年の災害を踏まえ、法改正により災害ハザードエリアの充実が図られている。
- ②立地適正化計画の防災指針の追加など、災害リスクを考慮した集約型都市構造化の取組が求められている。
- ③流域治水プロジェクトなど、様々な関係者が連携して防災・減災対策に取り組むことが求められている。
- ④防災機能も有するグリーンインフラの活用が目ざされている。

### 本県の災害ハザードエリアの指定状況等

○災害ハザードエリア  
・多くの災害ハザードエリアの指定が完了  
・市街化区域に広く災害ハザードエリアが指定  
・第7回線引き見直しにおける集約拠点にも災害ハザードエリアが指定  
○災害  
・令和元年の台風第19号で記録的な降水量を各地で観測  
・近年の県内の土砂災害発生件数は全国でも上位  
○県の取組  
・神奈川気候非常事態宣言  
災害に強いまちづくりなどにオール神奈川で取り組む  
・神奈川水防災戦略  
水害への対応力強化のため、ハード対策等を実施

#### 【まとめ】

- ⑤多くの災害ハザードエリアの指定は完了しているが、今後の法改正やハザードエリアの見直しにより、その種類・区域が変わる可能性がある。
- ⑥神奈川県は、土砂災害、洪水、津波、高潮など様々な災害が発生する恐れがあり、地域によって想定される災害が異なっている。
- ⑦市街化区域に広く災害ハザードエリアが指定されており、災害リスクを意識した土地利用の検討が求められている。
- ⑧気候変動の影響などにより自然災害が頻発・激甚化している。
- ⑨県も災害に対する強い危機感を持っており、ハード・ソフトで防災・減災対策に取り組んでいる。

### 他都市の事例

○他都市の事例  
・広島県  
土砂災害特別警戒区域の逆線引きを推進  
・北九州市  
客観的評価指標による逆線引き  
・宮崎県  
水災害に対応する災害危険区域の指定  
・滋賀県  
流域治水の対応を条例で総合的に推進  
・滋賀県草津市  
特定用途の浸水対策を条例で規定  
・熊本県  
土砂災害特別警戒区域からの移転を促進

#### 【まとめ】

- ⑩区域区分の変更による逆線引き、災害危険区域の指定、独自条例による規制、防災集団移転事業など、災害リスクを低減させる様々な対策が講じられている。
- ⑪区域区分の変更においては、土地所有者との合意形成などの課題が認識されている。

### 県内の取組状況と市町意見

○県内市町の取組状況  
・厚木市  
防災指針を含めた立地適正化計画を策定  
移転補助事業の創設（がけ地近接の住宅）  
・藤沢市  
独自に防災対策先導区域に設定。届出制度を活用し、ハザード状況等を周知  
・立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外  
○市町の意見  
・市街地の多くが災害ハザードエリアに含まれていることから、土地利用の規制は難しい  
・防災移転事業については、ほとんどの市町で検討なしと回答  
・災害ハザードエリアにおける土地利用の誘導は、立地適正化計画の活用が適当  
・将来的には災害レッドゾーンの逆線引きは必要  
・災害レッドゾーンの逆線引きには地権者合意などに課題

#### 【まとめ】

- ⑫防災指針の策定や独自基準などにより、具体的な取組を進めている市がある。
- ⑬災害レッドゾーンの逆線引きの必要性は感じているが、地権者等との合意が難しいなどの課題があるとの認識。

## とりまとめ概要（提言に向けたたたき台）

### 【対応すべき事項】

・県は、災害ハザードエリアにおける逆線引きの基準を設けていないが、頻発・激甚化する自然災害や各種災害ハザードエリアの指定も踏まえ、災害リスクが高く、各法令による行為規制のある**災害レッドゾーン**については、**都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、地域の実情や市町の意見も踏まえ、逆線引きによる土地利用規制を行っていくべきではないか。**【①、②、⑤、⑥、⑦、⑧】  
また、逆線引きの実施に向けては様々な課題が想定されることから、**県と市町で課題等を共有する取組を進めていくべきではないか。**【⑪、⑫、⑬】  
・市町による防災指針を含んだ立地適正化計画の策定過程などを通じて、**災害リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえたまちづくりを推進**していくことを明示しておく必要があるのではないか。【①、②、⑤、⑥、⑦、⑧、論点1】  
・災害リスクの評価・分析の結果、**災害ハザードエリア（災害レッドゾーンを除く）において、今後も都市的土地利用を行う必要がある区域は、**地域の実情に応じて、**ハードやソフトの防災・減災対策を通じて災害リスクの低減**を図ることを明示しておく必要があるのではないか。【②、⑦、⑨】  
また、**災害リスクの低減に資する土地利用の規制については、災害危険区域の指定、都市計画（地区計画、用途地域など）の決定・変更などさまざまな手法を活用**していくべきではないか。【⑩、⑫】  
・災害リスクを踏まえたまちづくりが重要であるが、**災害ハザードエリアは法令やハード整備の進捗等によって、その種類や区域が変わることから、最新の災害ハザード情報を常に把握して都市計画を定める必要がある**ことを明示しておく必要があるのではないか。【⑤、⑨】  
・雨水貯留浸透等の機能を有する**グリーンインフラは、災害リスクの軽減、被害拡大の緩和に寄与**することから、**緑地や農地等を積極的に都市計画に定め、その機能を活用**していくことを明示しておく必要があるのではないか。【④、⑧、⑨】

### 【今後検討すべき事項】

・災害ハザードエリアにおける土地利用の規制・誘導の取組について、時間軸に沿ってどのように進めて行くか示す必要があるのではないか。【⑧、⑪、⑬】

※ 災害ハザードエリア：土砂災害、洪水、津波、高潮などの自然災害について、各法令等に基づき定めるもので、区域の指定により行為制限を伴うものやハザードマップを作成するものがある。  
※ 災害レッドゾーン：都市再生特別措置法において、立地適正化計画の居住誘導区域を定めないとされている災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域をいう。